

平成29年度 第1回千葉市教育委員会いじめ等の対策及び調査委員会 議事録

1 日時:平成29年6月7日(水) 10:00~11:40

2 場所:千葉ポートサイドタワー12階 第1会議室

3 出席者

(1) 委員

保坂 亨 委員長、黒川 雅子 副委員長、岩崎 弘一 委員、永嶋 久美子 委員、星 幸広 委員

(2) 教育委員会職員

神崎 広史 教育次長、伊藤 裕志 学校教育部長、大井 力 学事課長

中嶋 のり子 教育指導課長、古山 智和 保健体育課長

根本 厚 教育センター所長、吉岡 龍子 養護教育センター所長

(3) 事務局

福本 順 教育支援課長、小田 將史 教育支援課主任指導主事

宮野 昭仁 教育支援課指導主事

4 議題

(1) 委員会の運営について

(2) 「千葉市いじめ防止基本方針(改定案)」について

(3) その他

5 議題の概要

(1) 委員会の運営について

事務局から説明。

(2) 「千葉市いじめ防止基本方針(改定案)」について

事務局から説明があり、委員から意見聴取。

(3) その他

事務局から説明。

6 議題の概要

○開会

○教育次長挨拶

本日は、公務ご多用の中、千葉市教育委員会いじめ等の対策及び調査委員会に御出席いただき、誠にありがとうございます。

保坂 亨様、黒川 雅子様、岩崎 弘一様、永嶋 久美子様、星 幸広様におかれましては、昨年度に引き続き本年度も委員として、一年間よろしくお願いいたします。

本対策調査委員会は、「千葉市教育委員会いじめ等の対策及び調査委員会設置条例」の施行に基づき、平成26年度より教育委員会の附属機関として設置されています。主な所掌事務は、本市のいじめの防止等の対策を提言していただくこととともに、教育委員会の諮問を受け、いじめ等による重大事案の事実関係を調査していただくことです。

本市では、平成28年度に策定した「千葉市いじめ防止基本方針」に基づいて、いじめ問題に対しては、どの子どもにも、どの学校にも起こりうるものと捉え、未然防止、早期発見、早期対応を基本とし、学校全体で組織的に対応することを大切にしております。また、各学校では、いじめ防止対策推進法第13条により、各学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する「学校いじめ防止基本方針」策定し、毎年ホームページで公開しているところです。

本日は、国が今年の3月に一部改定した「いじめの防止等のための基本的な方針」を踏まえて、本市のいじめ防止基本方針の見直しを図るために、委員の皆様から、事務局が作成を進めている素案について、忌憚のないご意見をいただければと思います。

これらも含めて、本年度も、委員の皆様からの専門的な見地や見識を賜り、本市のいじめ等の防止対策の一層の強化と教育活動の充実により、「夢と思いやりの心を持ち、チャレンジする子ども」の育成に努めて参りたいと考えております。

結びに、委員の皆様におかれましては、公私ともにご多用なことで存じますが、本市のいじめの防止等のための対策のより一層の充実に、特段のご尽力をお願い申し上げ、挨拶とさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

○委員紹介及び挨拶

○教育委員会紹介

○事務局紹介

(福本教育支援課長) ありがとうございます。それでは、この後の議事進行につきましては、保坂委員長にお願いいたします。

議題1 委員会の運営について

(保坂委員長) それでは、会次第の委員会の運営等について、今年度第1回でございますので、事務局より説明をお願いします。

(事務局 小田主任指導主事) 組織改編に伴い一部改定した部分につきましてご報告させていただきます。本冊資料7頁をご覧ください。第6条対策及び調査委員会の庶務は、これまで指導課となっていたものを教育支援課において処理すると補足させていただきました。

9頁、重大事態の対処に関する要綱ですが、第6条2項の中に、調査に加わる者として指導課長、教職員課長となっていたものを、教育職員課が学校教育部ではなくなったこと等から新たに教育指導課長と教育支援課長を新たに加えさせていただきます。そして、今年度4月1日より施行するということになります。

(保坂委員長) 組織改編に伴っても、こうした要綱を改定しなければならないということもわかりました。この要綱は4月1日より施行するということになりますね。今後、国の法律が変わることから、いつ大幅改定をしたかが後でわかるように記録をしておいた方がいいと思います。2000年以降、子供をめぐる法律がずいぶん変わるようになったことから、わかるようにしておいた方がいいと思います。

議題2 千葉市いじめ防止基本方針（改定案）について

(保坂委員長) それでは千葉市いじめ防止基本方針の改定案について事務局からお願いします。

(小田主任指導主事) 昨年度の本会議において予告させていただきましたが、平成29年3月に国がいじめ防止の基本方針の改定を行い、各学校にも周知しているところであります。それを踏まえて、平成26・27年度に2年間に渡ってご尽力いただき平成28年3月に策定した千葉市いじめ防止基本方針を、国の方針の改定を踏まえて改定しなければならないので、今年度は、その改定を中心にこの会議の話題にしていきたいと考えています。

それでは、本冊資料の12頁をお開きください。現在教育委員会で見込んでいる改定案について、公表に向けての経過も含めて表したものです。あくまでも予定ですのでご理解ください。本日の会議を終えた後、市長部局の担当課とも協議をし、実際の経過や必要な会議が必要なのか等を今後検討していきます。

本会議の資料につきましては、後日ゆっくり目を通していただき、関係他課からの意見も含

めて検討し、第2回の席で改めてご意見をいただきたいと思っています。本日は、事務局からの説明を受けて、気になる点をご意見やご助言をいただきたいと思います。

本冊資料の13頁以降が具体のものになります。ご覧になるとき、見え消しになっている部分が削除の部分、網掛け部分は新たに加えたところになります。吹き出しがついており、その中の数字が何を表すかということですが、皆さんにお渡しした別添資料3部のうち新旧対照表の頁とリンクしております。

現在事務局素案の段階のスタンスとしては、この方針を、国の3年ごとの改定の度に毎回変えるべきものではないと考えています。国が各自治体で取り組んでほしいとしているものについては、盛り込んでいかなければならないと考えています。できる限り普遍的なものにしたいと思っています。

資料の20頁をお開きください。今回国が示した新旧対照表をご覧いただいておりますが、大きな改定はなかったと読取りをしております。細かいところで事例を付け加えたりしている部分がありますが、それを本方針に入れるというよりは、例えば20頁の5行目に※があって「詳細については『学校いじめ防止基本方針策定の手引き参照』を参照」とありますが、実は国が出している策定についても改定のものも含めて、基本方針ではなくこの「策定の手引き」に盛り込んでいきます。付随してくる補足資料の中に具体を入れこんでいきたいと思っています。

21頁をご覧ください。中段あたりに「(3) 学校におけるいじめの防止等に関する取組」がありますが、その「学校における『いじめ防止』『早期発見』『いじめに対する措置のポイントや市教育委員会の『いじめ対応マニュアル』などを参考にしながら」とありますが、あらたに国が言っている具体のもの「いじめ対応マニュアル」に入れ込みながら、方針には入れ込まないで、補足資料で対応していこうと考えております。ですから、こうした「いじめ対応マニュアル」も見直しを始めております。

続きまして25頁をお開きください。「3 重大事態への対処」にある「いじめの重大事態については、本基本方針及び『いじめの重大事態に関するガイドライン（平成29年3月文部科学省）』により適切に対応する。」についてでございますが、こちらは新たに付け加えさせていただいたものです。今日用意した3つの資料のうち「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」が、国の方針の改定と共に出されました。この内容は、既に千葉市のいじめ防止基本方針の中に組み込まれています。さらに、前年度、5人の委員の皆様にご意見をいただいて策定した重大事態が発生した場合の具体的な手順も、既に昨年度出来上がっています。そう考えると目新しいものはありません。しかし、国が新たにこうしたものを作っているので、本市の方針の中に「参考にしていきましょう」と入れ込んでいきたいと思っています。そうすれば、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」も変わってくるので、その都度改定をしなくてもいいと考えています。

以上、改定を進めるに当たっての基本的な考えを説明させていただきました。こうした考え方についていかがなものかと、委員の皆様からご意見を聴かせていただきたいと思っています。

(保坂委員長) 冒頭にあったスケジュール、基本方針改定にあたっての考え方の2点でよろしいでしょうか。質問を含めて、いかがでしょうか。

スケジュールについては、前回のときと同様に市長部局との調整がありますということと、

我々委員は、本日の資料等について宿題で見てくるということです。

基本方針改定にあたっての考え方については、基本的に結構ですということによろしいのではないのでしょうか。

では、次に行ってください。

(小田主任指導主事) 実際に条文等を見ながら改定についてご説明申し上げます。資料13頁をお開けいただきたいと思います。中段から下のけんかについて明記している部分でございます。こちらは新旧対照表の1頁目の上段に書かれている文言を使わせていただいております。実は、前々から都道府県ごとに相違があり、毎年のように課題になっていました。国の担当者が、もう少し説明が必要であろうと、かなり苦慮した中で出てきたものと思っております。けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとするということでもあります。これまでであったものも、十分この意図を読み込めるのですが、国の方からさらに変えてきたことを本市においても踏み込んで理解して、明言した方がよろしいかという考えでございます。

その下ですが、けんかの部分も踏まえて国が具体で出しているものでございます。「加えて」、それから「軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が」ですが、国の方はここに読点を入れていまして、文言の修正上読点を入れてもいいかと思っています。続いて国の方は「謝罪して」の「て」がない状態ですが「て」は見やすいように入れさせていただいております。さらに「教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、『いじめ』という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処が可能である。ただし、これらの場合であっても、いじめに該当することから、法第22条の学校いじめ対策組織への情報共有が必要となる。」ということです。

この2つについて、国の方は、けんかと安直に判断をしないで、けんかと見られる事案であっても丁寧に背景の調査をするなり事情を確認して対応した方が良い。一見けんかに見られることでも、その背景には重いものが存在していることがあることから、十分掘り下げて確認しなさいということ。しかし、何でもかんでもいじめいじめというと、学校も委縮してしまう、指導も困難さが出てきてしまうかもしれないので、2番目は少し柔らかい文言で示しているところかと思えます。こちらも新旧対照表の1頁目の中段あたりに説明のあるところですよ。

以下、14頁、15頁の途中に渡る第1章の部分については、加除修正を考えている部分はありません。

委員長、ここまでの部分までのご意見をお願いします。

(保坂委員長) とりあえず、今の部分へのご意見をということですよ。法律が変わったのだから、文言の修正をしないと、ということですね。

(小田主任指導主事) 続いて、第2章は15頁からになりますが、16頁も特に変更はございません。17頁です。組織に関わる部分ですが、「(ウ) 教育活動」のaにある生徒会交流会については、「市教育委員会教育指導課」の活動になりますので、指導課の前に新たに教育を付け加えさせていただきました。18頁の加除修正は考えていません。19頁です。「キ定期的な点検」です。今回の改定で、国はPDCAサイクルに基づいてしっかり確認しなさいということをいろんなところで言っている。この「指導計画に基づいて、アンケート調査や教育相談が実施されてい

るか」を加えて教育委員会としても定期的な点検を行っていこうと思っています。これは、新旧対照表の12頁の下の方になります。「地方公共団体等が実施べき施策」の中に「学校におけるいじめの防止等の取組の点検・充実」に「定期的なアンケート調査、個人面談」を出してきています。本市においては、個人面談に限らず三者面談やその他の教育相談週間を網羅するために「教育相談」という言い方が妥当であると考えてこの文言にしています。20頁になります。真ん中に網掛け部分があると思います。これは、新旧対照表の5頁の真ん中あたりにある文言を、基本的にはそのまま使わせてもらっている。例えば「かつ実効的に」とありますが、国が必ず「組織的かつ実効的に」とこだわって使用している部分になります。他の部分についても、国の文言をそのまま使わせていただいています。21頁の網掛け部分ですが、新旧対照表の6頁上段の文言を、国の文言を本市に合うようにまた長すぎないようにするために、若干独自の言葉に改めさせていただいていますが、国の考えを網羅していると思っています。いったんここで切らせてもらいます。

(保坂委員長) 委員の方々、何かご意見はあるでしょうか。

(星委員) いいんじゃないですか。

(小田主任指導主事) ありがとうございます。

22頁は特段ございません。23頁でございます。実は、いじめの対処に含まれますが、新旧対照表の14頁のほぼ全文に関わります。いじめを解消したというのをどのように判断するのかということですが、これも国が大きく気にしていたところです。今回国が方針を変えるに当たって大きな目玉が二つあり、一つは先ほどのけんかの部分です。当初は、けんかも全部いじめにしようとして有識者会議に出していましたが、さすがにそれは乱暴だろうとして先ほどの形に落ち着きました。こちらについては、有識者会議のものがそのまま使われている。読ませていただきます。「学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。また、いじめが『解消している』状態とは、少なくとも次の二つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。① いじめに係る行為が止んでいること被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、市教育委員会又は学校対策委員会の判断により、より長期の期間を設定するものとする。」すなわち、期間をはっきり設けたことです。この3か月という期間が妥当かどうか、そのへんはいろいろとあろうかと思いますが、国が出してきました。「② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。」この2つの要件を必ず満たしていなければ、解消していると状態にはならないと国は改定しています。国がここにこだわりを持っているのは、解消していると安易に学校が判断しても、その後実際に継続しているケースが多数あるという実態を踏まえて要件を出してきている。大きな目玉になっているので、本市も従っていきたくて考えている。

従っていきたく理由のもう一つが、「平成28年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査」に、この要件を出してきている。29年3月に改定したのに、28年4月から起こっているいじめについて解消の要件にするのか、本来ならば早くても29年度の調査からではないかと言いましたが、国からは「これでやってくれ」と一方的に言われました。学校の

方には、1月に発生したいじめについて、その解消については3カ月たってからでなければ解消にならないことを伝え、1月以降に起こったいじめについてすべて解消していないとして報告が上がっています。28年度のいじめについて、解消率はがくんと下がっているものと思われます。それでもいいのでしょうかと尋ねたところ、それでもいいと国ははっきりと回答しました。補足ですが、今後の調査に関係するものですので、盛り込まなければならぬと考えております。目玉の部分ですので、ここで一度切らせていただきます。

(保坂委員長) ここは大きなポイントということで、委員の皆様からのご意見はいかがかということですがいかがですか？

いいと思います。

(小田主任指導主事) 続きまして、23頁以降、残り2か所になります。ご説明申し上げます。先ほどのような説明のすぐ下になります。具体的取組の例の中に、一部加えさせていただいた部分がございます。これまでは、いじめを発見した場合は一人で抱え込むことなくとあるのですが、担任が抱え込むケースだけではなく、例えば中学校で言えば部活動の顧問が抱え込んでしまったり、最初に気づいた養護教諭が抱え込んでしまうケースもあります。現状を考えると、担任ではなく特定の教職員と改定していくのが望ましいと考えます。

また速やかに学校対策委員会に報告し、組織的な対応につなげるとありますが、新旧対照表の8頁の下の方にある文言を使わせていただいております。国の方でも、一人の職員がいじめを察知したり、またいじめの情報が入っているのにもかかわらず、組織で対応せず、または管理職にもあげずに一人の判断でいじめであるか否かを判断し、対応しなかったり対応が遅れたりするケースが増えてきていると認識しています。そういった中で、まずは特定の教職員が一人で情報を抱え込んでしまうのではなく、すぐに学校内の対策委員会に挙げて、組織的な対応を進めてほしいとの思いの中から出た改定であります。

最後に24頁になります。上から4行目「いじめが解消したと思われるは、『解消している』状態に至った場合でも継続的に経過観察を行」って、今まであった通り対応していくと、文言上の改定をさせていただきました。こちらの言葉は、先ほどの14頁の「いじめの解消している」という文章の中から拾い上げて、付け足したものでございます。

委員長、以上が、改定の場所についての説明になります。

(保坂委員長) 丁寧に説明してもらいましたので、我々もようやく追いつけたと思いますが、全体に渡ってのご意見をいただきたいと思っております。いかがでしょうか。

(永嶋委員) 細かいところになるので、あえて市には反映させなかったと思うのですが。新旧対照表の14頁「いじめに係る行為が止んでいること」には、相当の期間が経過するまでは注視する。その期間が過ぎたら判断する。その期間止んでなければ改めてまた期間の設定については設定する。さらにその期間注視する。以上4つのことが挙げられていると思うのですが、その中で期間の設定だけが反映され、それ以外は反映させていないと思うのですが、どのような意図があるのでしょうか。

(小田主任指導主事) ご指摘の通りなのですが、本冊資料の23頁の改定案、網掛けが始まるころの「ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。」という部分で網羅させていただいていると考えています。その上で、今ご指摘のあった部分については、いじめ対応マニュアルにすべて盛り込んでいこうと、文章ではなく箇条書きでわかりやすく示したほうが、学校は見やすいのではないかと判断しました。

(永嶋委員) 新旧対照表におけるその下の解消プランの策定も同様でしょうか。

(小田主任指導主事) 同様でございます。もしご意見があればと思います。

(保坂委員長) 今のは、最初に示された「方針には細かいことは触れずに、マニュアルの方で示したい」という基本方針に則っていると理解すればよろしいでしょうか。

(小田主任指導主事) 追加でよろしいでしょうか。どうもありがとうございます。今日の段階では、委員の皆様から肯定的に受け止めていただいたとっております。そうはあっても、見識ある委員の先生に見ていただきたいとっております。そこで、8月31日までに、今一度今日お配りした資料等を見ていただき、お気づきになった点、こうしたことは入れ込んだ方がいいだろう、ここまですれ込む必要はあるのだろうか等についてご意見を頂戴したいと思います。どういった形でお伝えいただくかについては、控室にてご説明申し上げたいと思います。ご承知下さい。

あと1点、私が悩んでおり、皆様からご意見をお聞かせいただきたいことがあります。別添資料に「いじめの防止等のための基本的な方針」をお配りしていますが、この中で国が別添を付けております。別添2「学校における『いじめ防止』『早期発見』『いじめに対する措置』のポイント」をご覧ください。本市においては、本市の基本方針を補足する「いじめ対応マニュアル」であったり「学校いじめ防止基本方針策定の手引き」に当たるものになります。「学校における『いじめ防止』『早期発見』『いじめに対する措置』のポイント」の3頁をお開け下さい。白丸で国が新たに加えたものが4つあります。いじめの背景等として発達障害のケース、海外から帰国した児童生徒・外国人の児童生徒のケース、性同一性障害や性的思考・性自認に関するケース、東日本大震災により被災した児童生徒又は原子力発電所事故により避難している児童生徒のケースについて、配慮すべきこととして具体のものを盛り込んでいます。これは、ご承知の通り全国的にこうしたケースが増えていると感じて入れていると考えております。または、ちょっと前に横浜市が原発避難について方針に盛り込んでいくという記事が出たと思います。これを方針に入れるということは、素案段階では考えておりません。しかし、各学校においては意識して触れていかなければならないのであれば、対応マニュアル等の中に入れていくこともできると思っております。これにつきまして、この場でご意見があればと思っております。

(保坂委員長) この4点について、細かい点なのでどのように扱ったらよいかということですが、いかがでしょうか。

(永嶋委員) 基本方針に入れるのと対応マニュアルに入れるのと、重みが違うということだと思います。どんどん追加していくということは気になります。マニュアルの方でいいのかと思います。

(保坂委員長) この国の方針の期限ということを考えていかがかと思えます。個人的にはマニュアルも含めて、細かいことを入れ込んでいたら大変ではないかと思っております。「性同一性障害」は国際的には名称変更が検討されている、障害ではないという観点からだと思います。そう考えると、マニュアルも含めて入れ込んでいくのはどうなのかと思えます。

(星委員) 今ご説明いただいたものは、理解するのも大変です。実際にいじめがあったという時には対応するのは現場です。現場が例外なく理解できるのでしょうか。忙しい、やることがいっぱいある中で、こういう判断まで現場にお願いしたら、現場がつぶれてしまうのではないかと思います。国の方針としてやらなければならない、知らなければならないのだと思うのですが、現場の先生が楽になることを考えてあげていいのではないのでしょうか。

(小田主任指導主事) 星先生、いつも温かい言葉をありがとうございます。関係機関が連携してやっ
ていかなければならないと思えます。

こうした事例を盛り込んでいくことについて、「何とかいじめ」というものが毎年のように新たに出てくるだろう、その度に事例を方針に挙げていくのがいいのかということなのですが、根本としてはすべての児童生徒へのいじめに丁寧対応していくことということが大切なのだと思います。特別に障害のあるお子さんを取り出すというより、本市の原点にあるように、すべての児童生徒の置かれている状況や背景を丁寧に読み取りながら、その子たちにあつたいじめ対応をするのが本市の考え方でありますので、こうしたことを基本方針に入れる必要は無いかと思っており、委員の皆様からご意見をいただければと思ったところであります。

(黒川委員) 発達障害を有している可能性のあるお子さんを抱えている保護者にしてみれば、こうした記述があれば期待値は上がると思います。しかし、小田さんがおっしゃったように、学校が全てのお子さんにいじめに丁寧に向き合うというシステムで貫いていくことは今後も変わらないため、スペシャルニーズを次々と生み出すきっかけになる可能性があるという点は懸念されるところです。今学校の現場にいらっしゃる先生が、こうした対象となるお子さんの対応について、全くキャッチできずに行わないということも考えられず、学校の先生もこれらのケースに該当するお子さんのケアを行うということは当然の前提にあると思います。この基本方針に盛り込むと言うよりはマニュアルの中で、どのようなお子さんのどのようなケアをするという視点が必要であるというニュアンスで盛り込んでいく方がいいのではないかと個人的には思います。

(岩崎委員) 改定に関して加害者について記載されている部分があると思うのですが、精神科としては、警察の方からストーカーの加害者の対応をしてほしいと依頼をされているんですね。加害者についてどのように考えているのかよくわかりませんが、これについてはこちらの資料のどの辺りになるのでしょうか。

(小田主任指導主事) いじめの対処の部分で、いじめの加害については触れなければならないのですが、特段、謳っている部分はないのですが、加害の子たちも経過観察をしていく、丁寧に見守りをしていく必要があると思うんです。解消している状態の中にも、被害児童生徒のみならず加害児童生徒の経過観察というところを加えて盛り込むことは可能かと思えます。ご意見をいただいた上で精査していければと思います。本冊資料の23頁の具体的な取組の部分に「いじめたとされる児童生徒に対して事情を確認した上で適切に指導する等、組織的な対応を行う」という文言が入っています。それから18頁「いじめを行った児童生徒への指導・支援、周囲の児童生徒への指導・支援等、いじめの問題解決に向け組織で対応に当たる。」こういうところは、盛り込まれてはいますが、岩崎委員からあつたようにいじめが解消している状態の中で被害児童生徒だけでは無く加害児童生徒も丁寧に見守るというところは、今後加えていくことについては検討課題とさせていただきます。

(保坂委員長) 前回この基本方針を作ったときに、加害・被害という言葉を使わなかったと思うんです。ところが、今回は国の方が加害・被害という言葉を使ってしまっているので、場合によってはもう一度ご検討いただければと思います。まずは対人関係のトラブルなんだ、その中にいじめがある。何が違うかというといじめというと加害と被害という言葉を使うことになる。この言葉を使うことは大きなポイントのような気がします。いじめを受けた児童生徒というような言い方をしていたと思いますので、ぜひ慎重にご検討ください。

(小田主任指導主事) 保坂先生がおっしゃったところは、一貫して本市の基本方針はその文言を使っていますので、この解消の部分だけに加害・被害という言葉が出てくることは、丁寧な確認が必要になってくると思います。全体を通じて文言を使っていかないと、こことこことは何が違うんだと

いう話になってきて、その説明書きを入れていかなければならなくなります。とても大事なところをご指摘いただきありがとうございます。

(保坂委員長) 先ほどの白丸4つのポイントに関しては、基本方針ではなくて良いかと思えます。マニュアルでも無くてもいいのではないかということについては、ちゃんとやりなさいという部分との整合がとれなくなるのでは無いかという心配があるので入れなくていいと思うんです。外国に関することも、外国にルーツを持つ子どもという言葉を使うようになっており、諸々のことを考えると、マニュアルも含めて入れるのはどうかと思えます。本来研修でちゃんとやっています、その中でいじめのことも触れますという方が、筋が通る気がします。

それでは、事務局の方にお戻しします。

(福本教育支援課長) ありがとうございました。それでは、連絡をお願いします。

(小田主任指導主事) 進行にご協力いただきましてありがとうございます。本日のレジメの表紙をご覧ください。次回の予定は10月4日水曜日10時からの開催となります。第3回の予定も掲載させていただきました。近づきましたら、あらためてご依頼文を送付させていただきます。

(福本教育支援課長) ご審議ありがとうございました。以上を持ちまして、第1回いじめ等の対策及び調査委員会を閉会させていただきます。